

香川県報



第 25 号

平成 15 年

4 月 1 日（火曜日）

告 示

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更	（政 策 課）	一
地方自治法施行令の規定による東かがわ市の区域の人口	（自治振興課）	二
公平委員会の事務の受託	（ 〃 ）	〃
●平成元年香川県告示第三百七号（ゴルフ場利用税の税率に係るゴルフ場の等級の決定基準）の一部改正	（税 務 課）	三
有書圖書の指定	（青少年・男女共同参画課）	〃
瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請	（環境管理課）	四
保安林の指定の解除予定の通知（三件）	（みどり整備課）	五
●昭和三十三年香川県告示第二百二十三号（化製場等に関する法律第九条第一項の畜舎、家きん舎規制地域指定）の一部改正	（生活衛生課）	六
●平成十二年香川県告示第百五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部改正	（ 〃 ）	〃
漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるとの届出	（水産課）	〃
昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部改正	（ 〃 ）	七
昭和五十二年香川県告示第百六十五号（漁業災害補償法の規定による区域及		

び区分の決定）の廃止

昭和三十三年香川県告示第五百二十号（道路法の規定に基づく県道の路線認定）及び昭和四十年香川県告示第五号（県道路線の変更及び縦覧）の一部改正

道路の供用開始
道路の位置指定

公 告

平成十五年年度調理師試験の実施

土地改良事業の適否決定（二件）

土地改良事業の同意

土地改良区の役員の就退任の届出

土地改良事業の工事完了の届出

県営土地改良事業計画の変更

開発行為に関する工事の完了

香川県都市計画公聴会の開催

告 示

香川県告示第百八十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定により、全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の一部変更について次のとおり告示する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体にさいたま市を加える。

二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
 第三条第一号中「千葉市」の下に「、さいたま市」を加える。

附 則

この規約は、平成十五年四月一日から施行する。

香川県告示第百八十九号

平成十五年四月一日から大川郡引田町、同郡白鳥町及び同郡大内町を廃し、その区域をもって新たに東かがわ市を置くことに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十七条第一項第一号の規定による東かがわ市の人口を次のとおり告示する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市の名称	人 口
東かがわ市	三七、七六〇人

香川県告示第百九十号

香川県は、東かがわ市の公平委員会の事務を次の規約により受託する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

東かがわ市と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十二号)第七条第四項の規定に基づき、東かがわ市(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。

香川県告示第百九十一号

平成元年香川県告示第三百七号(ゴルフ場利用税の税率に係るゴルフ場の等級の決定基準)の一部を次のように改正し、平成十五年六月一日から施行する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表2を次のように改める。

表2

ゴルフ場の状況	区 分	坪数
会 員 制	会員制をとっているもの	5坪
	会員制をとっていないもの	0坪
ホ ー ル 数	27ホール以上	25坪
	18ホール以上 27ホール未満	20坪
	18ホール未満	15坪
	15,500円以上	55坪
利 用 料 制	13,500円以上 15,500円未満	45坪
	11,500円以上 13,500円未満	40坪
	9,500円以上 11,500円未満	35坪
	8,500円以上 9,500円未満	30坪
	7,500円以上 8,500円未満	25坪
	6,500円以上 7,500円未満	20坪
	5,500円以上 6,500円未満	15坪
	4,500円以上 5,500円未満	10坪
	4,500円未満	5坪

備考 「利用料金」とは、利用者（会員制をとっているものにあつては非会員）がご利用場の利用についてその対価又は負担として支払う料金（キヤデーフィー、ロッカーフィー、貸ゴルフクラブ料その他の支払が利用者の選択によるものうち、カートフィー以外のものを除く。）をいい、平日の料金に2分の1を乗じて得た額と土曜日及び日曜日の料金の合計額に4分の1を乗じて得た額の合計額とする。なお、消費税及び地方消費税は、利用料金に算入しない。

横三県新聞社(株) 1111号
 横三県新聞社(株) 1111号
 横三県新聞社(株) 1111号
 横三県新聞社(株) 1111号
 横三県新聞社(株) 1111号
 横三県新聞社(株) 1111号

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	号 別	発行所名	指定理由
39	平成十五年三月二十五日	雑誌	裏BUBKA 4月号	雑誌01817-4	㈱コアマガジン	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
40		"	BUBKA Special Volume.09 お宝クイズショー4月号増刊	雑誌02284-4	"	
41		"	ホイップ No.39 4月号	雑誌08169-4	"	
42		"	マルチレBOMBER NUMBER-023 4月号	雑誌08513-04	㈱ベストセラーズ	
43		"	ザ・ベストMAGAZINE No.227 4月号	雑誌14003-4	"	
44	"	Dr.ピカソ No.97 4月号	雑誌06635-04	㈱バウハウス		
45	"	GOKUH No.141 4月号	雑誌03797-04	"		

46	"	裏モノJAPAN 4月号	雑誌01805-4	鉄人社
47	"	DOS/V USER DELUXE 2003年4月1日発行	雑誌66974-74	㈱宝島社
48	"	ピチオボーイ No.228 4月号	雑誌07679-4	㈱英知出版
49	"	LADY'S COMIC クラマー NO.128 4月号	雑誌19673-04	三和出版
50	"	チヨペリク!!写真集 4月号	雑誌68345-64	㈱東京三世社
51	"	TOP SPEED vol.031 4月号	雑誌06837-04	㈱サン出版
52	"	Celeb girls vol.005 オナーB組4月号増刊	雑誌11804-04	㈱コアマガジン
53	"	apricot VOL.5 漫画ピンクタイム 4月号増刊	雑誌18302-4	マイウェイ出版
54	"	PENTHOUSE JAPAN 4月号	雑誌07933-4	㈱ぶんか社
55	"	DXピチオ情報 4月号	雑誌06463-04	㈱永田社
56	"	URECC ga1 4月号	雑誌01865-04	三リオン出版
57	"	ボナリクラナ 4月号	雑誌13865-4	㈱晋遊舎
58	"	愛の体験 Special デラックス 4月号	雑誌11585-4	㈱竹書房

香川県香川郡百九十三号
 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づいて特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり通知する。

なお、この特定施設を設置するに当たって環境に及ぼす影響についてこの照会の請求に基づいて事前調査し臨する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月一日

香川県知事 眞 張 恒 隆

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
 大川郡引田町馬宿515番地1
 光洋精工株式会社 引田工場
 理事 工場長 井出 信雄
- (2) 事業場の所在地及び名称
 大川郡引田町馬宿515番地1
 光洋精工株式会社 引田工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力	種 類	金 属 製 品 製 造 業 の 用 に 供 す る 焼 入 れ 施 設
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後	
等	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着 手 後 3 月	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完 成 後	
使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24 時 間 連 続 運 転		
排 出 さ れ る 汚 水 等	項 目	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度	8.0	7.5 ~ 8.5

の 汚 染 状 態	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/ℓ)	50	120
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/ℓ)	170	230
	浮 遊 物 質 量 (mg/ℓ)	40	50
	窒 素 含 有 量 (mg/ℓ)	10	60
	りん 含 有 量 (mg/ℓ)	1	8
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 量 (m ³ /日)	0		2
特 定 施 設 の 使 用 の 方 法 に つ い て 参 考 と な る べ き 事 項	年 1 回 の 定 期 全 量 入 替 え 時 に 汚 水 等 が 約 2 m ³ 発 生 す る が、委 託 業 者 に よ る 処 理 を 行 う。		

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排 水 処 理 施 設				
型 式	神 綱 フ ァ イ ド ラ ー 社 製 M93 - 014				
構 造	鋼 鉄 製				
主 要 寸 法	63m × 18m × 8.2m				
能 力	100 m ³ / 時				
汚 水 等 の 処 理 方 式	凝 集 加 圧 浮 上 + 砂 ろ 過				
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設			
等	工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	既 設			
使 用 時 間 間 隔 及 び 1 日 当 た り の 使 用 時 間	1 時 間 運 転 後 0.5 時 間 停 止、約 24 時 間 使 用				
処 理 前 及 び 処 理 後	項 目	処 理 前	最 大	通 常	最 大
		通 常			

の汚水等の汚染状態	水素イオン濃度	5.8～8.6			
		5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	36	41	30	30	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	37	42	25	25	
浮遊物質 (mg/ℓ)	18	26	15	15	
窒素含有量 (mg/ℓ)	20	60	14	22	
りん含有量 (mg/ℓ)	0.3	0.5	0.05	0.1	
ノルマルヘキサゴン抽出物質 (mg/ℓ)	19	23	3	3	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	1,575	1,860	1,575	1,860	

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	項目	第 2 区		排 水 口	
		変 更 前	最 大	変 更 前	最 大
水素イオン濃度	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20	10	20	
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	25	10	25	
浮遊物質 (mg/ℓ)	5	30	5	30	
窒素含有量 (mg/ℓ)	14	22	14	22	
りん含有量 (mg/ℓ)	0.05	0.1	0.05	0.1	
ノルマルヘキサゴン抽出物質 (mg/ℓ)	1	2	1	2	

大腸菌群数 (個/ml)	2,000				3,000
	2,000	3,000	2,000	3,000	
排水水の量 (m ³ /日)	1,614	1,624	1,581	1,591	

その他排水水の汚染状態及び量について参考となるべき事項
降雨量の多い時の予備排水口として、第1排水口及び第3排水口がある。また、雨水専用排水口として、第4排水口がある。

(備考) 今回申請のあった特定施設から生じる汚水は、全量、産業廃棄物として委託処理される。また、排出される汚水等及び排水水の量の見直しを行ったところ、水量の減少が図られることから、本事業場からの排水の量及び汚濁負荷量は、減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成15年4月1日から
平成15年4月22日まで

(2) 場所

- 香川県環境森林部環境管理課
東かがわ市市民部市民生活課
香川県香川郡百九十四号
森林法(昭和二十六年法律第二十四号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除し、その指定のある保安林水産大臣から通知があった。
平成十五年四月一日
- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 解除に係る保安林の所在場所
観音寺市高屋町字館ノ原二五九一の三
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
- 香川県百九十五号
森林法(昭和二十六年法律第二十四号)第二十九条の規定により、次のとおり保安

林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

仲多度郡仲南町大字塩入字土居六九八の四、六九八の六、六九八の七、六九九の二

二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由 道路用地とするため

香川県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 解除に係る保安林の所在場所

三豊郡大野原町大字丸井字平岡一〇四七の二四・一〇四七の二五（以上二筆について

次の図に示す部分に限る。）一〇四七の二〇

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部みどり整備課及び大野原町経済課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第九十七号

昭和三十三年香川県告示第二百二十三号（化製場等に関する法律第九条第一項の畜舎、家きん舎規制地域指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

さぬき市の項の次に次の一項を加える。

東かがわ市

引田のうち木場、大明神、畑方、川向

松原のうち芝居町、森町、新町、前場、松西、松東、新川

三本松のうち大町、西町、中町、北町、本町、浜町、西浜、東浜、大井戸、島の内、大東、松の下

引田町の項、白鳥町の項及び大内町の項を削る。

土庄町の項中「床の鼻」を「床ノ鼻」に、「岡の谷」を「岡ノ谷」に改める。

内海町の項中「鴻窪」を「鴻ノ窪」に、「井出首」を「井手首」に、「谷奈」を「諸口

（谷奈に限る。）に、「波戸上」を「波戸ノ上」に改める。

香川県告示第九十八号

平成十二年香川県告示第五十八号（香川県旅館業営業施設の措置の基準等に関する条例に規定する知事が別に定める施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「第二条第一項第六号」を「第四条第一項第六号」に改め、表中「大川郡大内町西村一三九番地一」を「東かがわ市西村一三九番地一」に改める。

香川県告示第九十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を

求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十五年四月一日から同月十五日まで池田漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

小豆郡池田町大字蒲生甲一九二番地一 柴田 伊佐生

小豆郡池田町大字神ノ浦五三番地三 出水 文男

小豆郡池田町大字蒲生甲一九二四番地 西口 岩市

二 加入区の名称

池田加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

池田漁業協同組合
香川県告示第二百号

昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

法第四百四条第二号に掲げる漁業の表を次のように改める。
法第四百四条第一号に掲げる漁業

<p>二号引田区域（引田漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 主として機船船びき網を使用して営む漁業 2 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業 4 いわし巾着網漁業 5 たい、さわら樹網漁業 6 大型定置漁業及びあじ、さば角網漁業 7 小型定置漁業であって5及び6に掲げる漁業以外の漁業</p>
<p>二号東讃白鳥、三本松、馬篠区域（東讃漁業協同組合の地区のうち、東かがわ市松原、湊、三本松及び馬篠の地区）</p>	<p>1 主として機船船びき網を使用して営む漁業、大型定置漁業及びあじ落網漁業 2 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業 4 たい、さわら樹網漁業 5 小型定置漁業であって1及び4に掲げる漁業以外の漁業</p>
<p>二号東讃横内、小磯区域（東讃漁業協同組合の地区のうち、東かがわ市横内及び小磯の地区）</p>	<p>1 小型定置漁業</p>
<p>二号鶴羽・津田区域（鶴羽漁業協同組合及び津田漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船</p>

<p>二号小田区域（小田漁業協同組合の地区）</p>	<p>3 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 3 小型定置漁業</p>
<p>二号鴨庄小方、泊区域（鴨庄漁業協同組合の地区のうち、小方及び泊の地区）</p>	<p>1 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業 3 小型定置漁業</p>
<p>二号鴨庄室沖区域（鴨庄漁業協同組合の地区のうち、室沖の地区）</p>	<p>1 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の漁業</p>
<p>二号鴨庄長浜等区域（鴨庄漁業協同組合の地区のうち、小方、泊及び室沖を除く地区）</p>	<p>1 第二号漁業（法第四百四条第二号に掲げる漁業をいう。） 2 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業</p>
<p>二号志度区域（志度漁業協同組合の地区）</p>	<p>1 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業</p>
<p>二号庵治才田区域（庵治漁業協同組合の地区のうち、才田の地区）</p>	<p>1 主として小型機船船びき網又はたこ縄を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業</p>
<p>二号庵治浜区域（庵治漁業協同組合の地区のうち、浜の地区）</p>	<p>1 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業</p>
<p>二号庵治谷区域（庵治漁業協同組合の地区のうち、谷の地区）</p>	<p>1 主として小型機船船びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の二〇トン未満の漁船を使用して営む漁業</p>

二号庵治王の下区域(庵治漁業協同組合の地区のうち、王の下の地区)	1 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業
二号庵治灘目区域(庵治漁業協同組合の地区のうち、灘目の地区)	1 主として小型機船底びき網、流しさし網又はたこ縄を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業
二号四海区域(四海漁業協同組合の地区)	1 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業 2 主として流しさし網又は巻きさし網を使用して営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の漁業
二号福田区域(内海町漁業協同組合の地区のうち、内海町当浜及び福田の地区)	1 たい、さわら樹網漁業 2 小型定置漁業であつて1に掲げる漁業以外の漁業
二号箱浦区域(箱浦漁業協同組合の地区)	1 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業 2 主としてこち網を使用して営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業 4 小型定置漁業
二号仁尾町区域(仁尾町漁業協同組合の地区)	1 機船船びき網漁業 2 小型定置漁業
二号西かがわ第一区域(西かがわ漁業協同組合の地区のうち、大野原町及び観音寺市本町の地区)	1 小型定置漁業
二号西かがわ第二区域(西かがわ漁業協同組合の地区のうち、豊浜町の地区)	1 小型定置漁業

二号観音寺区域(観音寺漁業協同組合の地区)	1 主として建網を使用して営む漁業 2 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業 3 1及び2に掲げる漁業以外の一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業 4 機船船びき網漁業 5 小型定置漁業
二号伊吹区域(伊吹漁業協同組合の地区)	1 主として小型機船底びき網を使用して営む漁業 2 1に掲げる漁業以外の一〇トン未満の漁船を使用して営む漁業 3 たい樹網漁業 4 一〇トン以上の漁船を使用して営むいわし流しさし網漁業 5 機船船びき網漁業 6 小型定置漁業であつて3に掲げる漁業以外の漁業

法第百四条第三号に掲げる漁業の表を削る。
 香川県告示第二百一号

昭和五十二年香川県告示第百六十五号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の決定)は、廃止する。
 平成十五年四月一日

香川県告示第二百二号
 香川県知事 真 鍋 武 紀

昭和三十三年香川県告示第五百二十号(道路法の規定に基づく県道の路線認定)及び昭和四十年香川県告示第五号(県道路線の変更及び縦覧)を次のように改正する。
 平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第一 昭和三十三年香川県告示第五百二十号を次のように改正する。
 表一三の項中

田面白鳥	大川村田面	田面白鳥	白鳥町	田面白野
------	-------	------	-----	------

を

山 さぬき市大川町田面
東かがわ市入野山
に改める。

第二 昭和四十年香川県告示第五号を次のように改正する。

表二の項中

津田白鳥引田線

津田町津田
引田町引田

大内町三本松、
白鳥町

を 津田白鳥

線 さぬき市津田
東かがわ市引田
東かがわ市三本
松、湊

に改める。

香川県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年四月一日から同月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）

二 路線名 四三六号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡内海町橘字恵比須石乙六一番九地先から	一六・〇		平成十四年香川県告示第二百四十七号で変更した区域の一部
小豆郡内海町橘字恵比須石乙七三番五地先まで	四七・四	一四六	

四 供用開始の期日 平成十五年四月一日

香川県告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第九号

二 指定 年月日 平成十五年三月二十日

三 指定道路の位置 香川郡香川町大字大野字上中津一九四二番、一九四三番及び同地先

農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇四メートル

延長 一八・六六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

公 告

香川県公告第二百十号

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定による平成十五年調理師試験を次のとおり実施する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 試験の日時

平成十五年六月二十二日（日曜日）午前九時三十分から正午まで

二 試験場所

高松市番町三丁目一番一号 香川県立高松高等学校

三 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者又は調理師法附則第三項に規定する者で、次に掲げる施設又は営業において一年以上調理の業務に従事したもの

1 継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する寄宿舎、学校、病院等の施設

2 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五条第一号、第十一号又

は第二十八号に掲げる営業
受験願書の受付期間等

平成十五年五月十二日(月曜日)から同月十九日(月曜日)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで)。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

なお、郵便等により送付する場合は、受付期間の末日までの消印(これに準ずるものを含む。)のあるもの限り受け付ける。

五 受験願書の交付場所

香川県東讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県中讃保健所(支所を含む。)、香川県小豆総合事務所、高松市保健所又は香川県健康福祉部健康福祉総務課

六 受験手数料

六、一 円

六、一 円に相当する額の香川県証紙を受験願書にはり付け、消印はしないこと。

七 受験願書の提出先

1 県内居住者 香川県東讃保健福祉事務所、香川県西讃保健福祉事務所、香川県中讃保健所(支所を含む。)、香川県小豆総合事務所又は高松市保健所

2 県外居住者 郵便番号 七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一 号

香川県健康福祉部健康福祉総務課

電話番号 〇八七 八三一 三三二七三

八 合格者の発表

平成十五年七月四日(金曜日)午前十時に合格者の受験番号を香川県庁東館玄関前掲示板及び受験願書の提出先に掲示するとともに、合格者に対して合格通知書を送付する。

九 受験手続等に関する問い合わせは、受験願書の提出先に行うこと。

香川県公告第二百一十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市川島土地改良区が土地改良事業(単独市費補助土地改良事業川島東町峰友北地区)を行うことについて平成十五年三月十二日適当と決定した。その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年四月十六日から同年五月六日まで縦覧に供する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百一十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市川島土地改良区が土地改良事業(単独市費補助土地改良事業由良町川西地区)を行うことについて平成十五年三月十八日適当と決定した。その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十五年四月十六日から同年五月六日まで縦覧に供する。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百一十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十五年三月十四日同意した。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土地改良事業名
三木町	香川用水非受益地域用水確保事業新池地区
牟礼町	非補助土地改良事業農道牟礼四十八号線地区

香川県公告第二百一十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、平池土地改良区から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十五年四月一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日

種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	藤本 正直	香川郡香川町大字浅野五九番地一	平成二五、二、二五
	佐々木照夫	高松市仏生山町甲一八三五番地一	"
	岡 藤夫	出作町四四六番地	"
	橋本 次郎	多肥上町一一四番地一	"
	藤村 堅一	仏生山町甲二五八番地二	"
	上原 春雄	" 乙八一番地二	"
	大藪 俊博	出作町二八七番地一	"
	小川 一男	仏生山町甲六三八番地	"
	佐々木 進	多肥上町五〇八番地一	"
	武田 政利	仏生山町甲一二七番地	"
	青木 一幸	" 甲一七二九番地	"
監事	正木 義則	" 甲二三九一番地三	"
	久保 一幸	" 甲七〇二番地一	"
	川田 武義	多肥上町三七九番地	"
二 就任した役員			
理事	藤本 正直	香川郡香川町大字浅野五九番地一	平成二五、二、二六
	橋本 次郎	高松市多肥上町一一四番地一	"
	藤村 堅一	仏生山町甲二五八番地二	"
	正木 義則	" 甲二三九一番地三	"
	上原 春雄	" 乙八一番地一	"
	佐々木照夫	" 甲一八三五番地一	"
	岡 藤夫	出作町四四六番地	"
	佐々木 進	多肥上町五〇八番地一	"
	大藪 俊博	出作町二八七番地一	"
	小川 一男	仏生山町甲六三八番地	"
	青木 一幸	甲一七二九番地	"

監事 久保 一幸 " " 甲七〇二番地一
 " 武田 政利 " " 甲一二七番地
 " 川田 武義 " " 多肥上町三七九番地
 香川県公告第二百十五号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事が完了について次のとおり届出があつた。
 平成十五年四月一日

土地改良事業を行つた者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事を完了年月日
牟礼町	団体営ため池等整備事業（ため池整備工事）	辺路切池地区	平成一五、一、三一

香川県公告第二百十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）平池・下池地区）計画を平成十五年三月二十四日変更した。
 その関係書類を綾南町経済課において平成十五年四月八日から同月二十八日まで縦覧に供する。
 平成十五年四月一日

香川県公告第二百十七号
 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。
 平成十五年四月一日

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 丸龜市土器町西一丁目九六〇及び九六一
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 香川県知事 真 鍋 武 紀

高松市花園町一丁目六番六号

株式会社 赤松商店

代表取締役 中原 幸春

香川県公告第二百十八号

香川県都市計画公聴会規則(昭和四十五年香川県規則第二十二号)第二条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成十五年四月一日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成十五年五月九日(金曜日)午後二時から	丸亀市大手町二二三一丸亀市役所別館五階会議室

二 意見を聞くこととする都市計画の案の概要

別記のとおり

三 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成十五年四月十五日(火曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く)に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書(香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市計画課に備え置く。)に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵便等による送付の場合は、同日までの消印(これに準ずるものを含む。)があるものに限って有効とする。

四 開催の取り止め

三に掲げる公述の申出がなかった場合には、一に掲げる公聴会の開催を取り止めるものとする。

別記

香川中央都市計画道路の変更案の概要

都市計画道路中3・2・201中津土器線を次のように変更する。

種別	名称	位置	区域	構造		備考
				構造形式	車線の数	
幹線街路	3・2・201 中津土器線	丸亀市中津町 丸亀市北一丁目	丸亀市港町、見	約 4,800m	地表示 4車線	地区間における鉄道の交差の構造
					30 m	幹線と平差路の交差箇所
						変更

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び丸亀市都市計画課において公述申出の期限まで閲覧に供する。

